

水洗化改造資金貸付制度のご利用を

市では、下水道の使用により一日でも早く快適な暮らしを実現していただくために、水洗トイレ改造工事に伴う「水洗便所改造資金貸付制度」を設けています。

貸付制度の内容は下記のとおりです。

1. 貸付金額

トイレ1基につき45万円以内です。

基数については1戸2基までです。

アパート等は1基30万円を限度として全基対象です。

2. 返済方法

貸付の翌月から均等償還となります。

償還金は、貸付を受けた金融機関に直接払い込んでいただきます。

3. 貸付利子

無利子

4. 貸付対象者

処理区域内における家屋の所有者又は汲取り便所を水洗便所に改造する事について所有者の同意を得た家屋の使用であること。

(事業所等の水洗化工事に対しては貸付いたしません。また店舗併用住宅については、店舗除く住居部分のみ対象とします。)

市税及び下水道受益者負担金を完納していること。

貸付金の償還能力があること。

自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難であること。

5. 連帯保証人

連帯保証人が1基に1名、2基以上の場合は2名必要です

市内に住所があり一定の職業を有するもので、且つ独立の生計を営んでいること。

6. 取扱金融機関

北洋銀行恵庭中央支店

7. 返済期間

35万円以上 : 35回、40回、45回均等支払い

30万円以上35万円未満 : 30回、35回均等支払い

30万円 : 30回均等支払い

8. 申請書類(恵庭市排水設備指定工事店経由での申請となります。)

水洗便所改造資金貸付申請書

本人及び連帯保証人の印鑑証明書

本人の所得証明書